



# 福祉用具とはなにか(その5)身体障害児へ

兵庫県立身体障害者更生相談所  
黒田 大治郎

福祉用具も道具である。道具は例外なく壊れるか、使いにくくなるか、失うかする。こんなとき、福祉用具（補装具・日常生活用具）の公的給付制度ではすぐさま新たな物、代わり物を交付してくれるであろうか。

そうは簡単にいかないのである。公的給付制度はそんなに都合良くはできていない。「それでは困るではないか」ということになる。そのとおりである。

そこで今回は、道具であれば必ず起こる「破損・消耗・不適合・紛失・新製品へのニード」に焦点をあて、公的給付制度がこうした事態にどう対処しているかを解説する。なおこのテーマでは「耐用年数」という言葉がキーワードになる。

厚生省は毎年「補装具の種目・価格等の基準」を決めている。その中で補装具の耐用年数は補装具の種目ごと（表1）身体障害者・児と年齢区分ごと（表2）に示されている。

この「耐用年数」とは、身体障害者福祉法（18歳以上）では「通常の装用状態で、補装具が修理不能となるまでの予想年数」をいう。あくまでも目安であって、補装具を使う身体障害者の作業の種類や障害の状況等によって耐用年数に相当の長短がでるのは当然のことと了解されている。それで再交付の希望があれば、市町村は身体障害者の個々の事情考慮して、耐用年数をそのまま約定規に当てはめた補装具給付の要否判断を行わないように配慮が求められている。

一方、耐用年数以内で壊れるか、使いにくくなったり補装具は原則として「修理または調整」して引き続き装用しなければならないのである。ただし災害で失ったり、こわれたときには、新たに補装具を直ちに交付することが出来る。

つまり身体障害者福祉法では一旦交付された補装具は災害によるトラブル以外では「すぐさま再交付されない」で、「修理または調整」を行い、耐用年数が経過するまで使うものだということである。

ところが児童福祉法（18歳未満）には、身体障害者福祉法ほどの細かい規定はない。ただ年齢の特殊性を考慮して「使用年数」というのが決められている（表2）。この使用年数以内で壊れたり、合わなくなったりときは、「小部品を取り替える修理または調整」で済ますこととされ、耐用年数と同じ取り扱いになっている。

それでは、完全にこわれたり、不適合が絶えず起こるために症状を悪化させそうな場合はどうなるかである。

児童福祉法の補装具交付システムは、図1のように利用者（身体障害児および家族等）と市町村および補装具製作者で構成されている。ただこのシステムには補装具に不都合が起こっても、そのトラブルを審査し、問題点や改善点を関係者に指示して、解決させられる専門機関は存在していない。

「療育指定医療機関があるではないか」といわれるが、この機関には身体障害児の補装具トラブルを解決するような役割は認められていない。ただ単に「必要と思われる補装具はなにかという意見書」を作成するだけの役割しかない。そのため、身体障害児の補装具給付上の問題はほとんど市町村の担当者が処理することになる。ところが市町村の担当者はだいたい2～3年で異動するので、補装具に関する法制度上の処理や専門的知識に乏しい。

そこで、耐用年数内で補装具の問題が起こるとその「必要事情」のいかんにかかわらず、「使用年数以内の再交付は認められない」という法制度規定を絞り型に適用して、行政機関としては「間違っていない」処理をすることになる。またこのような問題処理を経験させられると利用者（身体障害児および家族等）の方も、耐用年数以内の補装具の問題は、自分たちで処理するものだと思い込み、当事者（身体障害児と家族・市町村の担当者・補装具委託業者）が話し合って解決するものだと考えを失ってしまうようである。

身体障害者の場合には、補装具になんらかの問題が起こると、市町村の担当者や身体障害者自身は補装具給付判定・処方・適合装着指導の専門機関「身体障害者更生相談所」を利用して善後策をこうじている。たとえ耐用年数に達しなくとも、「交付を受けた者の作業の種類または障害の状況等」を的確に評価して、再交付が必要であるかどうかが判定されて、比較的容易に補装具のトラブルは解決されている。（図2）

ただ身体障害者福祉法のシステムは確かに面倒で、手間もかかる。これに較べて児童福祉法の方がシステムは簡単である。しかしそのためかえって成長によって急速に変わっていく身体障害児の身体的条件や生活上のニードと、補装具との間に起こるギャップやトラブルを解決する機能を欠いてしまっている。特に養護学校や障害児通園センター等で身体障害児の日常生活に深く係わっている専門家の意見が反映されることは乏しいのもそのためである。

むしろ身体障害児であるからこそ、その身体的、生活環境的条件等を考慮して、迅速で柔軟、かつ的確な補装具等の給付を行わなければ、障害の重度化を抑制し、発達並びに進路保障することにはならないはずである。

にもかかわらず身体障害児への公的給付制度をみるかぎりそういう配慮も工夫も全く行われていない。そのうえ「耐用年数・使用年数」というあまり目立たない規定によって身体障害児の発達保障を簡単に阻んでいるのである。

かつて都道府県が身体障害児の補装具給付を行っていたときには、その決定までに数ヶ月を要することさえあって、身体障害児の発達への悪影響が指摘されていた。これは手続きや、専門的判断をする仕組みを単純にした結果である。のために、かえって補装具給付の適否を判断する根拠となる材料が貧弱になり、処理に手間取るという皮肉な事態が引き起こされたのである。

児童の補装具の給付決定権が都道府県から市町村に移管されて、以前よりは確かに少しは早く交付されるようになったかもしれない。しかし、現在の市町村の担当者の状態では、その身体障害児にほんとうに必要な補装具かどうかまで判断させることは無謀といつても過言ではない。

身体障害児の年齢の特殊性を考慮して「使用年数」がきめられてはいるが、その適用は「健康保険の治療用具」としても対応できる「義肢・装具」にのみ限られている。「座位保持装置や車いす」といった使用頻度が高く、かつ適合には専門的判断と処方が求められる補装具には、年齢の特殊性は全く適用されないのである。

たとえば、車いすの耐用年数は身体障害「児」も身体障害「者」も「4年」である。小さな車いすに体が大きくなったり、使いにくい車いすを何年も修理しながら使っている状況が見られるのはこのためである。また再交付が制限されているので自費購入を余儀なくされることが多い。

# の公的給付制度のありかたを問う

そのために身体障害児のいる家庭は生活上でも、また経済的にも身体障害者よりも格段に大きな負担を被ることになる。

これらは身体障害者福祉法の側からみると実におかしいのである。またリハビリテーションにかかる者なら身体障害児が身体障害者と同じ大人並みの耐用年数で処理されても良いとは、決して思わないはずである。

重い障害を背負い続け、生活の全てを介助に頼らなければならぬ状態をだれが望むだろう。そうした状態をすこしでも改善しようとするならば、身体障害児には身体障害者よりも高度で厳密な補装具給付システムが必要なのである。児童の時期であるからこそ徹底した「福祉用具評価適合システム」を設けて、その中で疾患・障害と生活状況とにあった補装具等を作製し、指導訓練する必要がある。このことの重要さは強調されすぎることは決してない。

障害の重度化はむしろ老齢障害者の増加などよりもはるか以前から指摘されていた。にもかかわらず国、市町村、専門機関もこの問題には関心は薄く、身体障害児の補装具給付シ

ステムは全く旧態のままに「放置されて」改められる兆候はない。そのため児童福祉法による補装具交付制度がもつ問題は依然として解決されないままである。これはどうしてなのか。身体障害児の発達保障や障害の重度化を懸念する声は、ただの表面的な掛け声だけのように思われてならない。

もちろん社会的なシステムを変えようとしても、一度に劇的に行なうことは困難である。そこで少なくとも身体障害者の耐用年数の「運用」と同じ考え方を、身体障害児にも適用するように、身体障害者の担当側からは働きかけてはいる。まだ実りはないが、引き続き改善を図ろうと考えている。

公的給付されるもう一つの福祉用具である「日常生活用具」の場合には、「耐用年数」も「修理・再交付」などの情報はほとんど公開されていない。在宅障害者・児の生活支援制度としては補装具給付制度とくらべてもまだ自由に利用できるシステムであるとはいえない。このことについては、機会を改めて解説したい。

表1 補装具の種目と耐用年数

区分	種目(名称)	耐用年数とその取り扱い
義肢	義手	※ 1~4年
	義足	※ 1~5年
装具	上肢装具	※ 2~3年
	体幹装具	※ 1~3年
	下肢装具	※ 2~5年
座位保持装置		※ 3~4年
その他	盲人安全杖	※ 2~5年
	義眼	2 年
	眼鏡	4 年
	点字器	※ 5~7年
	補聴器	4 年
	人工喉頭	※ 4~5年
	車いす	4 年
	電動車いす	5 年
	歩行補助杖	※ 2~4年
	歩行器	4 年
	収尿器	2 年
	ストマ用装具	1ヶ月単位
	座位保持いす	3 年
児童のみ	起立保持具	3 年
	頭部保護帽	3 年
	頭部保持具	3 年
	排便補助具	2 年

備考 (1)※:種目型式で耐用年数が異なることを示す  
(2)児童:18歳未満の身体障害児のこと

表2 年齢区分と使用年数

名称・形式	年齢区分	使用年数
義手 殻構造	0 歳	4ヶ月
	1~2 歳	6ヶ月
	3~5 歳	10ヶ月
上肢装具 体幹装具 下肢装具	義手 骨格構造	6~11歳 1 年
		12~14歳 1年6ヶ月
	義足 骨格構造	15~17歳 2 年

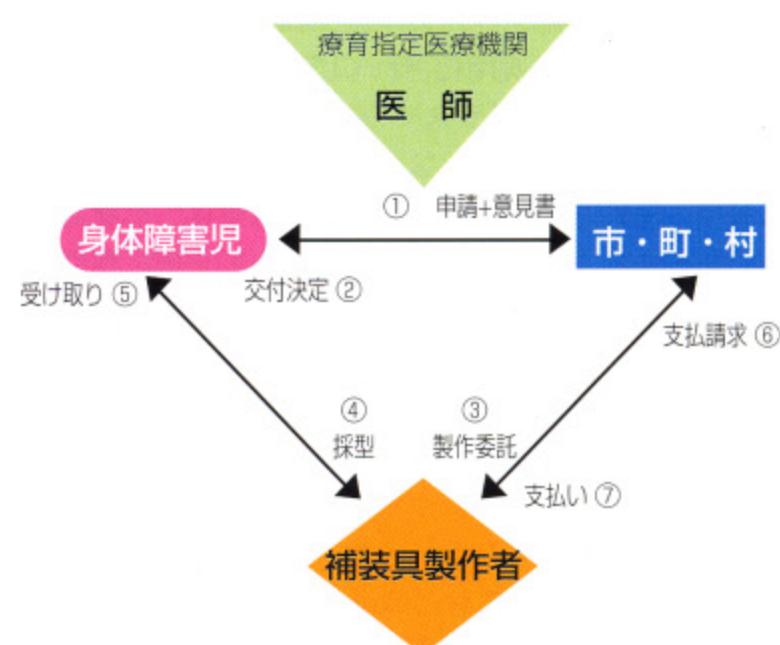


図1 身体障害児に対する補装具給付システム  
(児童福祉法)

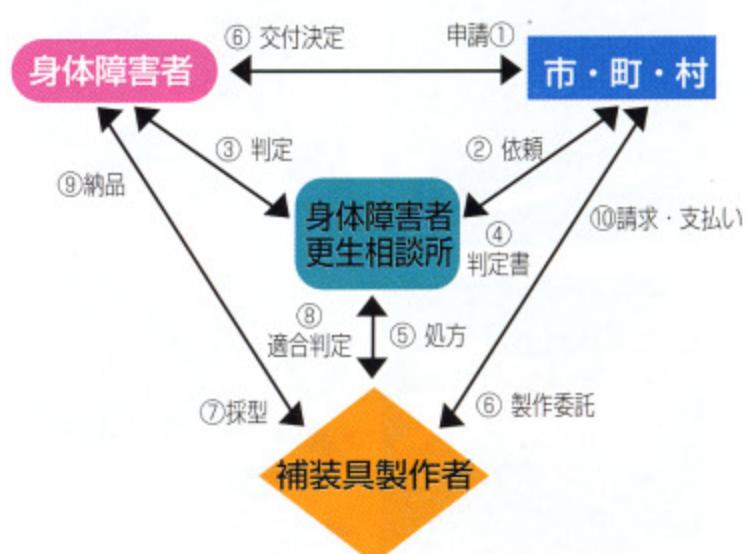


図1 身体障害者への補装具給付システム  
(身体障害者福祉法)